

学校法人高松学園 行動計画

女性がその能力を発揮し、従業員が仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

2 当学園の課題

- ・当学園は、全職員に対する女性職員の割合が6割を占めているが、それに対し女性管理職の割合が低くなっている
- ・事務職員の残業時間が多く、仕事と生活の両立に困難が生じている
- ・有給休暇の取得のばらつきが大きく、法定ぎりぎりの5日しか取得していない職員が一定数いる

3 目標及び取組内容と実施時期

1. 管理職(課長級以上)に占める女性の割合を35%以上にする(女活)

- ・令和6年4月～ 役員や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換実施
- ・令和6年4月～ 校務分掌の配置において、年次進行で多くの職務を経験させ、経験の蓄積と職務全体を把握する能力向上を促進する
- ・令和6年4月～ 管理職候補者への研修の実施

2. 事務職員の部署ごとの時間外労働時間を月平均20時間以内とする(女活)

- ・令和6年4月～ 部課長会において所定外労働の原因の分析等を行う
- ・令和6年4月～ 部課長は配下の残業状況を把握・共有し部署単位で残業時間削減を意識した業務遂行に努める
- ・令和6年4月～ 所定外労働の原因分析を受けて、業務の見直し・分散等を検討する
- ・令和7年4月～ 年次ごとに前年度の状況を把握・分析し改善策を検討、実施する

3. 教職員の年次有給取得率を向上させ、全員が年間7日以上(次世代)の年次有給休暇を取得できるようにする。(次世代)

- ・令和6年4月～ 教育職員は、各学科等で検討の上、目標値を設定する等、有給休暇取得率向上に向けた自発的な取り組みを促す
事務職員については、部長及び課長が部下の有給休暇取得状況を把握・共有の上、業務内容のスリム化や各課相互応援体制の構築等、計画的な休暇取得環境の整備に努める
- ・令和6年4月～ 定期的に状況を把握し、年次進行で取得率の向上を進める